

附属書六 食品添加物

両締約国は、第六章の規定を達成するため、食品添加物の申請及び承認手続に関する透明性及び予見可能性の重要性を認識し、並びに次の事項を再確認し、及び約束する。

1 両締約国は、食品添加物についての関連する指針が公式ウェブサイトにおいて無料で入手可能であることを認識しつつ、当該指針を英語により入手可能なものとすることを奨励される。一方の締約国の要請があつた場合において、可能なときは、他方の締約国は、個別の指針を英語に翻訳することを検討する。

2 各締約国による情報の要求は、食品添加物の承認のために必要なものに限られる。

3 各締約国は、食品添加物、酵素、加工助剤又は栄養素に関し、これらの承認のための関連する国際的な基準及び指針（その範囲、定義及び原則を含む。）並びに国際機関による危険性の評価を考慮する。

4 一方の締約国は、他方の締約国が標準処理期間に従って承認手続を行うことを正当に期待することができ、これを確認する。各締約国は、次のことを約束する。

(a) 食品添加物の承認が不当に遅延することなく行われ、完了すること。

(b) 食品添加物の承認のための各手続の標準処理期間が公表されること。

5 両締約国は、食品添加物に関するそれぞれの承認手続に重大な変更が行われた場合には、第六・十一條に規定する手続を適用する。

6 この附属書のいかなる規定も、両締約国が第六章の規定の趣旨に従って自国の承認手続の設定、維持、改正又は修正を行うことを妨げるものと解してはならない。

7 締約国は、この附属書の規定の下での問題について、第六章の関連する規定に従い、かつ、これらに反することなく、第二十一章の規定による協議及び紛争解決の手続を適用することができる。